

## 利用者のために

### 1 調査の目的

本調査は、食品産業における食品廃棄物等の年間発生量、再生利用等の状況を明らかにし、食品リサイクル法に基づく施策を推進するための資料とすることを目的とする。

### 2 調査の根拠

本調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく一般統計調査である。

### 3 調査機関

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

### 4 調査の対象

総務省「平成21年経済センサス基礎調査（平成21年7月1日現在）」の食品産業（食品製造業、食品卸売業、食品小売業及び外食産業）<sup>注</sup>に該当する事業所のうち、食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告を行った企業（食品廃棄物等の年間発生量が100 t以上）に属する事業所以外の事業所とした。

注： 本調査で分類される食品産業と日本標準産業分類の対応は次表のとおり。なお、全ての分類において「管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く。

| 調査の分類 | 日本標準産業分類上の分類   |
|-------|--|
| 食品製造業 | 09 食料品製造業<br>10 飲料・たばこ・飼料製造業<br>101 清涼飲料製造業<br>102 酒類製造業<br>103 茶・コーヒー製造業  |
| 食品卸売業 | 52 飲食料品卸売業   |
| 食品小売業 | 58 飲食料品小売業   |
| 外食産業  | 45 水運業<br>452 沿海海運業のうち、4521 沿海旅客海運業<br>453 内陸水運業<br>75 宿泊業<br>76 飲食店<br>77 持ち帰り・宅配飲食サービス業<br>79 その他の生活関連サービス業<br>796 冠婚葬祭業のうち、7962 結婚式場業 |

### 5 調査事項

食品廃棄物等の発生状況、再生利用量、熱回収量、減量、処分量並びに事業活動に伴う次のいずれかの数量（製造量(重量)、製造数量(容量)、売上高(消費税を含む)、原料量又は客数)

### 6 調査対象期間及び調査実施時期

調査対象期間は、平成24年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）の1年間とし、平成25年6月から7月までの間に実施した。

### 7 調査方法

調査は、次に掲げるいずれかの方法により実施した。

- (1) 調査対象事業所に調査票を郵送で配布し、調査対象事業所が記入した調査票を郵送により回収する自計調査の方法
- (2) 調査対象事業所が作成した調査票データをオンラインにより回収する自計調査の方法

## 8 調査対象者数及び回収率

|   | 調査対象者数   | 有効回収数    | 有効回収率 |
|---|----------|----------|-------|
| 計 | 9,722事業所 | 4,280事業所 | 44.0% |

## 9 集計方法

発生量Yは、業種ごとに抽出した標本のデータから以下の式により推計した。

$$Y_i = \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}$$

$Y_i$  : 第i業種の母集団の推定値  
 $N_i$  : 第i業種の母集団の大きさ  
 $n_i$  : 第i業種の回収標本数  
 $x_{ij}$  : 第i業種のj番目の標本の値  
 $i$  : 業種を表す添え字  
 $j$  : 標本を表す添え字

## 10 実績精度

本調査における食品廃棄物等の年間発生量についての実績精度は、9.7%である。

## 11 用語の解説

### (1) 食品廃棄物等

- ア 食品が食用に供された後、又は食用に供されずに廃棄されたもの（食べ残し、製品廃棄等）。
- イ 食品の製造、加工又は調理の過程において、副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの（野菜の皮や魚の骨など）。

### (2) 食品循環資源

食品廃棄物等のうち肥料、飼料等への原材料となる有用なものをいう。

### (3) 再生利用の実施量

食品廃棄物等のうち自ら又は他業者に委託し、食品循環資源として肥料、飼料等の原材料として利用すること、又は利用するために業者等へ譲渡した量をいい、以下のものをいう。

#### ア 肥料化

再生利用の実施量として、肥料へ加工するために仕向けるものをいう。

#### イ 飼料化

再生利用の実施量として、飼料へ加工するために仕向けるものをいう。

#### ウ メタン化

再生利用の実施量として、食品廃棄物等を発酵させ、得られたメタンガスをエネルギーとして利用するために仕向けるものをいう。

#### エ 油脂及び油脂製品化

再生利用の実施量として、石けん、洗剤、BDF（自転車などを動かす際に用いる「バイオディーゼル燃料」）などの加工用に仕向けるものをいう。

#### オ 炭化して製造される燃料及び還元剤

再生利用の実施量として、石炭やコークスなどの代替燃料の加工用に仕向けるものをいう。

#### カ エタノール化

再生利用の実施量として、発酵、蒸溜などの加工を行い、エタノールを抽出するために仕向けるものをいう。

#### キ その他

再生利用の実施量として、ア～カ以外の食品用（食品添加物、調味料、健康食品等）、工業資材用（舗装用資材、塗料の原料等）、工芸用等の用途に仕向けるもの及び不明のものをいう。

なお、不明のものには食品廃棄物等の再生利用を外部委託したため、再生利用に仕向けた用途が不明の場合も含む。

#### (4) 熱回収の実施量

食品リサイクル法第2条第6項に基づくもので、食品循環資源を焼却することによって得られる熱を熱のまま又は電気に変換して利用した量をいい、事業所が保有する熱回収が可能な焼却施設によるもののほか、外部に委託することによるものも含む。

#### (5) 減量した量

発生した食品廃棄物等について、脱水、乾燥、発酵又は炭化の方法により、事業場外に排出される量を減少させた量をいう。

#### (6) 廃棄物としての処分量

食品廃棄物等について、再生利用、熱回収、減量の実施をすることなく、焼却や埋め立て等により廃棄処分した量をいう。

#### (7) 発生抑制の実施量

仕入れの過程で製造（販売）量に合わせた仕入れを行う、製造・調理の段階過程で小ロットの製造を行う、輸送・保管の過程で包装・梱包方法の改善を行う、販売の過程で賞味期限の迫った商品の特価販売を行う等の取組を行い食品廃棄物等の発生を未然に抑制した量をいう。

なお、抑制率とは、発生抑制の実施量を加えた食品廃棄物等の年間発生量に対する発生抑制の実施量の割合である。

$$\frac{\text{発生抑制の実施量}}{\text{食品廃棄物等の年間発生量} + \text{発生抑制の実施量}} \times 100 (\%)$$

## 12 利用上の注意

(1) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 統計表中に用いた記号は次のとおりである。

「0」： 単位に満たないもの（例：400 t → 0千 t）

「-」： 事実のないもの

「nc」： 計算不能

## 13 ホームページ掲載案内

本調査の結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。

【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

この結果の分野別分類は「その他（食料需給表、産業連関表、食品産業、環境など）」に分類しています。

#### 14 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部

生産流通消費統計課 消費統計室 食品産業動向班

電 話：（代表） 03-3502-8111 内線3717

（直通） 03-3591-0783

F A X： 03-3502-3634